懇話会の設置根拠

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

平成元年法律第64号

(最終改正:平成26年6月25日法律第83号)

(都道府県計画)

- 第4条 都道府県は、総合確保方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(以下「都道府県計画」という。)を作成することができる。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 都道府県は、都道府県計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長、医療又は介護を受ける立場にある者、医療保険者、医療機関、介護サービス事業者、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

宮城県医療介護総合確保事業計画策定懇話会開催要綱

(目的)

第1 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条の規定による都道府県計画(以下「都道府県計画」という。)について, 広く有識者からの意見聴取を行うため, 宮城県医療介護総合確保事業計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について,意見聴取を行うものとする。 都道府県計画に関すること

(構成)

第3 懇話会は,知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

(座長)

- 第4 懇話会に座長を置く。
- 2 座長は会議の進行を行う。

(会議)

- 第5 懇話会は知事が招集する。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県保健福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成26年8月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。